

これまでの中小企業金融に関する対応（金融監督庁設立以降）

{ = 金融(監督)庁としての対応 = 金融再生委員会としての対応
= その他政府全体としての対応等 }

- 10.8.28...「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定
(信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など)
- 10.9.11...金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について発表
- 10.10.1...金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- 10.10.1...「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- 10.10.16...「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立
(公的資金による資本増強、10月23日施行)
- 10.10.22...都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10.10.27...主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表
- 10.11.16...緊急経済対策閣議決定
(金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など)
- 10.12.1...各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10.12.7...地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表

- 10.12.22...全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- 10.12.28...総理 全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11.1.14...地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11.3.5...都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11.4.28...都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11.11.9...金融再生委員会・金融監督庁 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- 11.11.11...経済新生対策閣議決定
（中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加）
- 11.12.3...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11.12.7...経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表、以降半期毎に公表（但し、12年3月期については、12年6月8日に別途公表）
- 11.12.7...金融再生委員会・金融監督庁 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加に

ついて、口頭で要請

- 1 1 . 1 2 . 1 6...金融再生委員会委員長 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 2 . 3 . 中旬...金融再生委員会・金融監督庁 資本増強行（都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- 1 2 . 5 . 2 4...協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6月30日施行）
- 1 2 . 7 . 2 1...経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画（12年度）を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
- 1 2 . 1 0 . 1 9...日本新生のための新発展政策閣議決定
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）
- 1 2 . 1 2 . 4...金融再生委員会委員長 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 2 . 1 2 . 4...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3 . 3 . 9...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3 . 3 . 1 3...金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 3 . 3 . 3 1...「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
- 1 3 . 9 . 2 8...「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請

- 13.10.4...新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 13.10.26...「改革先行プログラム」閣議決定
(民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等)
- 13.12.7...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13.12.10...金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14.2.27...「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 14.3.6...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14.3.7...金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14.3.27...各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14.6.28...金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編] を公表
- 14.10.18...UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 14.10.25...「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始 (財務局等においては14.11.1より受付開始)

- 14.10.30...「改革加速のための総合対応策」を公表
- 14.10.30...「金融再生プログラム」を公表
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- 14.11.11...「売掛債権担保融資保証制度」の拡充
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階からも一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)
- 14.12.2...金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14.12.5...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15.1.31...みずほHDに対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 15.2.10...「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 15.2.24...金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15.3.3...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15.3.28...「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15.4.21...『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15.5.27...「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示

- 15 . 7 . 29...「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15 . 10 . 7...「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15 . 12 . 3...金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15 . 12 . 3...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15 . 12 . 3...金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ、北関東及び福島県の地域金融機関に足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16 . 2 . 26...金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂
- 16 . 3 . 1...金融担当大臣 全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16 . 3 . 1...各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16 . 6 . 18...UFJHD及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出

金融機関の貸出動向

(特殊要因調整前)

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.4	H16.5	H16.6
5業態計	476	462	459	442	437	421	417	400	397	391	389	387
対前年同月比	-5.9	-4.0	-3.6	-4.2	-4.7	-4.9	-4.6	-5.0	-4.8	-4.6	-4.1	-4.2
都銀等	291	281	279	267	260	247	242	227	223	219	217	216
対前年同月比	-7.4	-5.3	-4.4	-5.1	-6.6	-7.6	-7.1	-8.1	-7.7	-7.4	-6.9	-6.9
地方銀行	135	133	134	131	133	131	133	132	133	131	131	130
対前年同月比	-2.9	-0.1	-0.3	-1.2	-0.8	-0.3	-0.0	0.6	-0.1	-1.0	-0.5	-0.7
第二地銀	50	47	46	44	44	43	43	41	42	41	41	41
対前年同月比	-5.3	-6.9	-8.5	-7.3	-4.4	-1.9	-3.0	-4.6	-2.7	0.1	0.3	0.2

(特殊要因調整後)

特殊要因((1)貸出債権流動化要因、(2)為替変動要因、(3)貸出債権償却要因)を調整した計数

[総貸出速報ベース:平残]

(単位:兆円)

	H12.3	H12.9	H13.3	H13.9	H14.3	H14.9	H15.3	H15.9	H16.3	H16.4	H16.5	H16.6
5業態計	495	472	467	452	447	431	427	413	411	402	400	398
対前年同月比	-2.2	-1.9	-1.9	-2.0	-2.6	-2.7	-2.3	-1.9	-1.6	-1.8	-1.4	-1.4
都銀等	307	289	284	273	267	255	250	238	233	227	225	225
対前年同月比	-2.4	-2.6	-2.6	-3.1	-4.2	-4.5	-3.9	-3.6	-3.5	-3.9	-3.4	-3.3
地方銀行	136	135	136	133	134	132	134	133	135	133	133	132
対前年同月比	-1.5	1.1	0.9	-0.1	0.0	0.4	0.6	1.7	1.6	0.6	1.0	1.0
第二地銀	52	48	48	47	46	44	43	42	42	42	42	42
対前年同月比	-2.8	-5.6	-4.8	-1.3	-0.8	-0.6	-1.5	-2.6	-0.7	2.1	2.0	2.1

(注1) 都銀等の計数は、都銀、長信銀、信託の合計。都銀等には、埼玉りそな銀行を含む。

(注2) (特殊要因調整後)の計数は、以下の各特殊要因を調整した貸出平残と各特殊要因を控除したベースの貸出残高の対前年同月比である。

(1) 貸出債権流動化要因: 貸出債権流動化残高前年差

(2) 為替変動要因: 外貨インパ貸平残(外貨建)を円・ドル為替相場の前年差で調整

(3) 貸出債権償却要因: 過去1年分の貸出金償却額、債権償却特別勘定目的取崩額、CCPCへの債権売却損(第1方式)、債権放棄額、の累計

出典: 日本銀行「貸出・資金吸収動向」

日銀短観の資金繰り判断D.I.の推移

	新ベース(03/12~)																			
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/9	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6
全規模	3	6	15	20	12	9	4	5	6	10	10	9	9	9	6	6	4	4	1	2
大企業	14	9	1	6	7	9	16	13	12	8	8	8	8	7	11	12	13	12	15	18
中堅企業	0	3	11	17	12	8	4	4	3	8	7	7	8	8	6	4	3	2	1	5
中小企業	9	12	22	25	18	16	11	11	13	17	17	16	16	15	13	12	10	13	11	8

(注1) D.I. = 「楽である」と回答した社数構成比 - 「苦しい」と回答した社数構成比

(注2) 「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の貸出態度判断D.I.の推移

	新ベース(03/12~)																			
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/9	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6
全規模	14	4	17	21	10	3	2	3	3	0	4	6	7	6	4	3	0	0	3	7
大企業	28	13	18	22	1	10	16	17	17	14	6	5	3	5	6	8	11	9	12	16
中堅企業	18	8	14	21	11	3	3	4	5	0	3	5	7	7	4	2	0	2	2	7
中小企業	9	1	19	22	12	7	3	3	2	6	9	10	10	9	8	5	4	4	2	2

(注1) D.I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比

(注2) 「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の業況判断D.I.の推移

	新ベース(03/12~)																			
	97/9	97/12	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/9	02/12	03/3	03/6	03/9	03/12	03/12	04/3	04/6
全規模	14	22	42	49	37	26	18	14	27	40	32	30	28	26	26	21	15	11	5	0
大企業	4	13	34	47	33	18	4	2	14	31	17	13	11	12	9	6	1	4	9	16
中堅企業	15	22	42	48	35	24	14	11	24	37	27	26	24	24	24	20	14	8	2	3
中小企業	16	24	44	50	39	30	24	20	33	44	39	38	35	33	32	28	22	19	13	10

(注1) D.I. = 「良い」と回答した社数構成比 - 「悪い」と回答した社数構成比

(注2) 「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

担保・保証に過度に依存しない資金調達

1. 主要行の取組

4大グループのすべてが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、各商品での貸出を拡大。各行とも目標額を達成。

銀行名	商品名	開始時期	平成15年度貸出実行額の目途	平成15年度貸出実行額
みずほ	アドバンス・パートナー	平成14年11月	1,000億円程度	1,000億円程度
東京三菱	融活力ほか	平成15年5月	3,000億円程度	4,000億円程度
UFJ	ビジネスローン	平成15年5月	2,000億円程度	2,000億円程度
三井住友	ビジネスセレクトローン	平成14年3月	7,000億円程度	7,300億円程度
合計			1兆3,000億円程度	1兆4,300億円程度

2. 地域金融機関の取組

リレーションシップバンキングの機能強化計画を提出した約8割の金融機関において、貸出後の業況把握の徹底や信用格付けモデルの活用により担保・保証に依存しない融資を促進。

例) 信用格付けモデルを活用した無担保・無保証の商品について専門店舗で積極的に販売
起業者支援の無担保・第三者保証不要の融資制度を創設